

5 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 修士課程及び前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程及び後期3年の博士課程は、医学、歯学及び薬学の領域において、創造的研究活動を行う上で必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた人材を養成し、もって医学・歯学・薬学の進歩及び人類の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう務めなければならない。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科の教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学系)

第6条 研究科に、研究科の円滑な運営を図るため、学系を置く。

2 学系に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第7条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどる。

(副研究科長)

第8条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

3 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第9条 研究科の専攻に、必要に応じて専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

3 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第10条 研究科の各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する事項を整理する。

3 学系長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 研究科に、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第12条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う

ものとする。

(教育方法の特例)

第13条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(指導教員)

第14条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 各課程における指導教員については、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第15条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 授業科目の履修方法及び研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第17条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

(成績評価基準の明示等)

第17条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第18条 履修科目の単位修得の認定は、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らし、担当教員等が行うものとする。

第19条 削除

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 講義及び演習を併用する場合は、15時間の授業をもって1単位とする。
- 五 演習及び実習を併用する場合は、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適当と認めるときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第21条 他大学の大学院(外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第22条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

第23条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な

研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。
(進学)

第24条 本学の大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了して、引き続き博士課程及び博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可するものとする。

(転入学)

第24条の2 他の大学の大学院に在籍している者等（大学院学則第24条第1項に規定する者に限る。）で研究科へ転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

(転研究科等)

第25条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

- 2 研究科の学生（博士後期課程を除く）で、他の専攻に転専攻することを志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

(在学期間の通算)

第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(修了要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第28条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

- 2 学位論文の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。
- 3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位)

第29条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は、岡山大学学位規則（平成16年岡大規則第1号）の定めるところによる。
- 3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、修士課程においては医科学、公衆衛生学、歯科学又は学術とし、博士前期課程においては薬科学とする。
- 4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、博士課程においては医学、歯学、薬学又は学術とし、博士後期課程においては薬科学又は学術とする。

(科目等履修生)

第30条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、

当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(研究生)

第32条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、研究科の研究及び設備に支障がない限り、研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第33条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき特別研究学生として受け入れることができる。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則

この規程は、平成31年3月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1 修士課程課程表

授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択
医歯科学概論		2
生命倫理学		1
人体構造学		2
口腔構造機能学		2
人体生理学		2
生化学		2
病理病態学		2
総合薬理学		2
生体材料学		2
社会医歯科学		2
臨床医歯科学概論		2
医科学演習		4
医科学実習		4
歯科学演習		4
歯科学実習		4
人体解剖学実習		1
分子医科学総論		2
生体防御医学総論		2
再生医療学総論		2
細胞組織工学総論		2
臨床治験学総論		2
医療情報学総論		2
脳神経科学総論		2
病態機構学総論		2
口腔機能再建学総論		2
口腔病態学総論		2
口腔健康発育学総論		2
分子イメージング科学概論		2
分子イメージング科学実習		4
公衆衛生学・医学研究概論		2
生物統計学基礎論		2
疫学基礎論		2
医療政策論		2
医療倫理・臨床倫理特論		1
社会疫学特論		2
環境・産業保健論		2
疫学分析・演習		2
公衆衛生学研究演習Ⅰ		4
公衆衛生学研究演習Ⅱ		4
医療管理・経済論		2
健康危機管理論		2
質的研究方法論		2
地域医療演習		4
疫学統計パッケージ演習		2
臨床研究論		2
旅行医学論		2
補完統合医療論		2
高齢者医療特論		2
地域包括ケア特論		2
地域包括ケア演習Ⅰ		1
地域包括ケア演習Ⅱ		1
グローバル・プレゼンテーション1		1
グローバル・プレゼンテーション2		1

履修方法：

指導教員の指導により，30単位以上を修得すること。

なお，履修に関し必要な事項は，別に定める。

別表第2 博士課程課程表
必修科目

授 業 科 目	単位数
研究方法論基礎	5
研究方法論基礎	3
研究方法論基礎	2
研究方法論基礎	4
研究方法論応用	4
研究方法論応用	6
研究方法論応用	2
課題研究	5
課題研究	6
専門研究	4
専門研究	5
課題研究	4
統合科目	2

選択科目1

授 業 科 目	単 位 数	
	講義・演習	実習 (臨床実習)
接着歯学臨床応用学	3	6
審美歯学臨床応用学	3	6
口腔感染・炎症制御学	3	6
歯周病治療専門学	3	6
歯髄・歯内病変治療専門学	3	6
高度補綴治療学	3	6
顎関節症・口腔顔面痛治療学	3	6
口腔インプラント義歯学	3	6
口腔リハビリテーション学	3	6
高度義歯補綴学	3	6
下顎機能異常治療学	3	6
顎顔面補綴治療学	3	6
高齢者歯科医療学	3	6
小児矯正学	3	6
成人矯正学	3	6
口腔・顎・顔面外科手術学	3	6
口腔内科学および口腔・顎・顔面インプラント治療学	3	6
口腔外科治療学	3	6
口腔外科疾患病棟管理学	3	6
口腔診断学	3	6
歯科医療情報管理学	3	6
E B D 応用学	3	6
臨床予防歯科学	3	6
実践地域歯科保健学	3	6
臨床小児歯科学	3	6
小児口腔保健学	3	6
歯科全身管理学	3	6
口腔顔面痛・ストレス管理学	3	6
口腔機能支援歯学	3	6
ノーマライゼーション歯学	3	6
総合歯科医療学	3	6
高頻度歯科疾患治療学	3	6

選択科目 2

専攻	授業科目	単位数			
		I (講義・演習)	II (講義・演習)	I (演習・実習)	II (演習・実習)
生体制御科学	細胞組織学	2	2	4	4
	人体構成学	2	2	4	4
	システム生理学	2	2	4	4
	分子医化学	2	2	4	4
	遺伝情報動態学	2	2	4	4
	循環器内科学	2	2	4	4
	心臓血管外科学	2	2	4	4
	麻酔・蘇生学	2	2	4	4
	救命救急・災害医学	2	2	4	4
	薬理学	2	2	4	4
	歯科薬理学	2	2	4	4
	毒性学	2	2	4	4
	衛生代謝制御学	2	2	4	4
	疾患薬理制御科学	2	2	4	4
	生物情報機能学	2	2	4	4
	薬効解析学A	2	2	4	4
	薬効解析学B	2	2	4	4
	脳神経機構学	2	2	4	4
	細胞生理学	2	2	4	4
	生化学	2	2	4	4
神経情報学	2	2	4	4	
精神神経病態学	2	2	4	4	
脳神経内科学	2	2	4	4	
脳神経外科学	2	2	4	4	
病態制御科学	病理学 (免疫病理)	2	2	4	4
	細胞化学	2	2	4	4
	消化器・肝臓内科学	2	2	4	4
	腎・免疫・内分泌代謝内科学	2	2	4	4
	小児医科学	2	2	4	4
	小児医科学 (発達神経病態学)	2	2	4	4
	皮膚科学	2	2	4	4
	泌尿器病態学	2	2	4	4
	産科・婦人科学	2	2	4	4
	口腔病理学	2	2	4	4
	歯周病態学	2	2	4	4
	病理学 (腫瘍病理)	2	2	4	4
	免疫学	2	2	4	4
	腫瘍ウイルス学	2	2	4	4
	分子腫瘍学	2	2	4	4
	呼吸器・乳腺内分泌外科学	2	2	4	4
	血液・腫瘍・呼吸器内科学	2	2	4	4
	放射線医学	2	2	4	4
	消化器外科学	2	2	4	4
	臨床遺伝子医療学	2	2	4	4
	口腔顎顔面外科学	2	2	4	4
	歯科放射線学	2	2	4	4
	臨床薬剤学	2	2	4	4
	薬物療法設計学	2	2	4	4
	製剤設計評価学	2	2	4	4
	医薬品安全性学	2	2	4	4
	医薬品臨床評価学A	2	2	4	4
	医薬品臨床評価学B	2	2	4	4
	医薬品臨床評価学C	2	2	4	4
臨床病態診断学	2	2	4	4	
救急薬学	2	2	4	4	

専攻	授業科目	単位数			
		I (講義・演習)	II (講義・演習)	I (演習・実習)	II (演習・実習)
機能再生・再建科学	細胞生物学	2	2	4	4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	2	2	4	4
	眼科学	2	2	4	4
	整形外科	2	2	4	4
	形成再建外科学	2	2	4	4
	口腔生化学	2	2	4	4
	口腔形態学	2	2	4	4
	生体材料学	2	2	4	4
	歯科保存修復学	2	2	4	4
	口腔機能解剖学	2	2	4	4
	口腔生理学	2	2	4	4
	インプラント再生補綴学	2	2	4	4
	歯科矯正学	2	2	4	4
	顎口腔再建外科学	2	2	4	4
	咬合・有床義歯補綴学	2	2	4	4
	歯科麻酔・特別支援歯学	2	2	4	4
社会環境生命科学	病原細菌学	2	2	4	4
	病原ウイルス学	2	2	4	4
	口腔微生物学	2	2	4	4
	小児歯科学	2	2	4	4
	衛生微生物化学	2	2	4	4
	医薬品分子標的学	2	2	4	4
	構造生物薬学	2	2	4	4
	生命倫理学	2	2	4	4
	疫学・衛生学	2	2	4	4
	医療政策・医療経済学	2	2	4	4
	公衆衛生学	2	2	4	4
	法医学	2	2	4	4
	総合内科学	2	2	4	4
	老年医学	2	2	4	4
	総合歯科学	2	2	4	4
	予防歯科学	2	2	4	4
応用情報歯学	2	2	4	4	

選択科目3

授業科目	単位数	
	区分： (講義・演習)	区分： (演習・実習)
悪性腫瘍の管理と治療	1	—
医療倫理と法律的・経済的問題	0.5	—
医療対話学 (コミュニケーションスキル)	0.5	—
がんチーム医療実習	—	0.5
医療情報学	0.5	—
がんのベーシックサイエンス・臨床薬理学	1	—
がん臨床検査・病理診断・放射線診断学	0.5	—
臓器別がん治療各論	2	—
がん緩和治療	0.5	—
臨床腫瘍学実習 I	—	7

臨床腫瘍学実習Ⅱ	—	7
がん治療修練	1	—
がん専門薬剤師特論	2	—
がん薬物治療実技演習	1	—
集学的治療薬特論	2	—
臨床薬理学特論	2	—
口腔ケア・摂食嚥下機能評価・栄養学	2	—
PET科学アカデミー	2	—
分子イメージング科学（講義・演習）	2	—
分子イメージング科学（演習・実習）	—	4
総合感染症学（講義・演習）	2	—
総合感染症学（演習・実習）	—	4
長寿医療科学（講義・演習）	2	—
長寿医療科学（演習・実習）	—	4
レギュラトリーサイエンス学（講義・演習）	2	—
レギュラトリーサイエンス学（演習・実習）	—	4
実践総合診療学（講義・演習）	2	—
実践総合診療学（演習・実習）	—	4
実践救命救急・災害医学（講義・演習）	2	—
実践救命救急・災害医学（演習・実習）	—	4
総合循環器病学（講義・演習）	2	—
総合循環器病学（演習・実習）	—	4
消化器内視鏡診断学（講義・演習）	2	—
消化器内視鏡診断学（演習・実習）	—	4
実践地域総合外科学（講義・演習）	2	—
実践地域総合外科学（演習・実習）	—	4
心筋梗塞特論	2	—
脳卒中特論	2	—
メタボリックシンドローム特論	2	—
アンチエイジング特論（医学）	2	—
基礎統計学	2	—
社会疫学（応用）	2	—
マルチレベル解析学	2	—
医学教育実習	—	1
歯学教育実習	—	1
グローバル・プレゼンテーション1	1	—
グローバル・プレゼンテーション2	1	—
ケミカルバイオロジー学Ⅰ	2	—
ケミカルバイオロジー学Ⅱ	2	—
生物活性有機分子設計学Ⅰ	2	—
生物活性有機分子設計学Ⅱ	2	—
創薬有機化学Ⅰ	2	—
創薬有機化学Ⅱ	2	—
精密合成設計学Ⅰ	2	—
精密合成設計学Ⅱ	2	—
合成医薬品開発学Ⅰ	2	—
合成医薬品開発学Ⅱ	2	—
薬用天然物化学Ⅰ	2	—
薬用天然物化学Ⅱ	2	—
医薬品機能分析学Ⅰ	2	—
医薬品機能分析学Ⅱ	2	—
生体膜と薬物の相互作用特論Ⅰ	2	—
生体膜と薬物の相互作用特論Ⅱ	2	—
応用生物薬剤学Ⅰ	2	—
応用生物薬剤学Ⅱ	2	—
微生物医薬品学Ⅰ	2	—
微生物医薬品学Ⅱ	2	—
生体応答制御学Ⅰ	2	—
生体応答制御学Ⅱ	2	—
生体分子解析学Ⅰ	2	—
生体分子解析学Ⅱ	2	—

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め 30 単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

(注) 授業科目名の「A」「B」「C」の表示は、本表では教員の相違による区別を表している。

また、授業内容の相違（1年目、2年目）については、「I」「II」により表している。

別表第3 博士前期課程及び博士後期課程課程表

1 博士前期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
薬科学特別研究	1 2	
薬科学特別応用研究		6
薬科学セミナー	4	
薬科学応用セミナー		2
先端薬学特論	2	
有機化学・天然物化学		2
分析科学・物理化学		2
生命科学1		2
生命科学2		2
生命科学3		2
分子イメージング科学概論		2
分子イメージング科学実習		4
グローバル・プレゼンテーション1		1
グローバル・プレゼンテーション2		1

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め30単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

2 博士後期課程

授業科目	単位数		
	必修	選択必修	選択
研究方法論基礎	2		
研究方法論応用	2		
課題研究	4		
薬科学英語演習	1		
分子イメージング科学概論			2
PET科学アカデミー			2
分子イメージング科学（講義・演習）			2
分子イメージング科学（演習・実習）			4
ケミカルバイオロジー			1
創薬有機化学			1
精密合成設計学			1
医薬分子開発学			1
医薬品製造学			1
医薬開発臨床情報学			1
薬用天然資源化学概説			1
天然物化学概説			1
医薬品機能分析化学			1
トランスポーター学			1
生体膜輸送科学			1
ゲノム・プロテオーム解析学			1
薬物動態解析学			1
DDS製剤概論			1
微生物医薬品学			1
生体応答制御学			1
生体分子解析学A			1
生体分子解析学B			1
薬物代謝解析学			1

情報伝達機能学			1
薬効解析学			1
炎症薬理学			1
機能性医薬品設計学			1
薬物療法設計学			1
医薬品安全性学			1
医薬品適正管理学			1
病態医薬品機能解析学			1
臨床病態診断学			1
環境微生物化学			1
毒性学			1
医薬品分子標的学			1
医薬分子設計学			1
医薬品臨床応用学			1
膜タンパク質構造生物学			1
防災危機管理学			1
疾患薬理制御科学			1
ケミカルバイオロジー演習	2		
創薬有機化学演習	2		
精密合成設計学演習	2		
医薬分子開発学演習	2		
医薬品製造学演習	2		
創薬知的財産学演習	2		
薬用天然資源化学演習	2		
天然物化学演習	2		
医薬品機能分析学演習	2		
トランスポーター学演習	2		
生体膜輸送科学演習	2		
ゲノム・プロテオーム解析学演習	2		
薬物動態解析学演習	2		
生体内薬物送達学演習	2		
微生物医薬品学演習	2		
生体応答制御学演習	2		
生体分子解析学A演習	2		
生体分子解析学B演習	2		
グローバル・プレゼンテーション1			1
グローバル・プレゼンテーション2			1

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め16単位以上を修得すること。
 なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。